



こんな時にお役に立ちます！ 事故時諸費用特約のご案内

事故が起きたら、何かとお金がかかるらしいわ。火災保険でどこまで補償されるのかしら……？

当面の生活必需品
購入費用

仮すまい費用
(家賃、敷金、礼金、
仲介手数料)

売却前の
不動産鑑定費用

土地売却時の
仲介手数料



新居購入時の
仲介手数料

登記費用

引越費用



このような不安はありませんか？

実際に事故に遭われた場合に必要となる諸費用は裏面をご覧ください。



事故時諸費用特約

事故の際に必要となる諸費用を補償します!

損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の30%^(注)を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。
(注)損害保険金の20%(300万円限度)または10%(300万円限度)とすることもできます。
(この特約はすべての契約にセットされますが、セットしないこともできます。)



「損害保険金×所定割合(30%、20%または10%)」を**損害保険金にプラスして**、
「事故時諸費用保険金」としてお支払いします。
実際の支出の有無や用途を問わずにお支払いしますので、使い勝手が良く、事故
の際に必要となる諸費用にスムーズに充てていただくことができます。

(概算イメージ)

諸費用	出費事例
当面の生活必需品購入費用 (衣類、寝具、食器等)	約20万円
仮すまい費用 ・家賃：約15万円×6ヶ月 ・敷金：家賃2ヶ月分 ・礼金：家賃2ヶ月分 ・仲介手数料：家賃1ヶ月分	約165万円
売却前の不動産鑑定費用	約30万円
(更地化した後で) 土地を売却する際の仲介手数料 (売却価額：約2,500万円の場合)	約80万円
新居購入時の仲介手数料 (購入価額：約4,500万円の場合)	約140万円
登記費用	約20万円
引越費用	約30万円
合計	約485万円^(注)

出費事例の合計金額は
なんと約485万円です。

こんなにかかるとは思っても
みなかったわ。
**こんなときに事故時諸費用
保険金が役に立つのね!**



(注) このうち、最大300万円まで事故時諸費用保険金を充てていただくことができます。

保険金をお支払いしない主な場合

契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。
(契約プランについてはパンフレットをご覧ください。)

※上記の出費事例は参考としての一例(概算イメージ)であり、実際の出費とは大きく異なることがあります。

※このチラシはGKすまいの保険(家庭用火災保険)の事故時諸費用特約の特長をご説明したものです。

詳しくは「重要事項のご説明」またはパンフレットをご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客様デスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先

<https://www.kazai-hoken.jp>
取扱代理店 株式会社保険企画